

令和8年度 山浦スマートインターチェンジ（仮称）調査検証業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

- (1) 目的 本業務は、九州横断自動車道 長崎自動車道の山浦パーキングエリア付近へのスマートインターチェンジ設置に伴う事業手続きに関する基礎資料として、現地測量により計画地周辺の地形状況を把握し、本スマートインターチェンジへのアクセス道路の予備設計を行うとともに、スマートインターチェンジ設置の必要性や整備効果の検討の深化を目的とする。
- (2) 業務名 令和8年度 山浦スマートインターチェンジ（仮称）調査検証業務
- (3) 業務内容 別紙「令和8年度 山浦スマートインターチェンジ（仮称）調査検証業務 特記仕様書」（以下、「特記仕様書」という）のとおり。ただし、契約時における特記仕様書は、優先交渉権者として特定された事業者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。
- (4) 履行予定期間  
契約締結日の翌日から令和10年3月17日まで
- (5) 提案上限額  
29,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）  
債務負担行為により2か年の契約を行い、年度毎の出来高払いとする。  
（令和8年度 14,500千円 令和9年度 14,500千円）  
（契約後、応札金額に応じて確定）  
なお、参考見積書の金額が、提案上限額を超過した場合は失格とする。

2. 担当部署（提出・問合せ先）

〒841-8511

鳥栖市宿町1118番地

鳥栖市建設部国道・交通政策課（担当：スマートインターチェンジ推進室 赤尾、松雪）

電話番号 0942-85-3599

FAX番号 0942-85-2114

メールアドレス kokudou@city.tosu.lg.jp

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 建設コンサルタント等業務において、鳥栖市競争入札有資格者名簿に登録されている業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 参加表明書提出時において、鳥栖市競争入札参加資格者停止等の措置要領による指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てをして又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律参(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 平成28年度以降に受注し完了した下記業務(元請)について、同種・類似業務の実績を1件以上有すること。同種・類似業務は、国(国土交通省、内閣府等)、地方公共団体(都道府県、政令指定都市、市区町村)が発注する以下の業務とする。
- 同種業務：スマートインターチェンジの整備に関する予備設計業務  
類似業務：インターチェンジの整備に関する予備設計業務

#### 4. 業務実施上の条件(予定技術者に対する要件)

##### ① 技術者資格(管理技術者)

以下のいずれかの資格を有するものとする。

- ・技術士(総合技術監理部門：都市及び地方計画又は道路)又は(建設部門：都市及び地方計画又は道路)
- ・RCCM(都市及び地方計画又は道路)

##### ② 技術者資格加点(照査技術者、担当技術者)

要件とはしないが、以下のいずれかの資格を有するものについて評価(加点対象)する。

- ・技術士(総合技術監理部門：都市及び地方計画又は道路)又は(建設部門：都市及び地方計画又は道路)
- ・RCCM(都市及び地方計画又は道路)

##### ③ 同種・類似業務の実績(管理技術者、照査技術者、担当技術者)

- ・平成28年度以降に受注し完了した下記業務(元請)について、実績を1件以上有する者(照査技術者としての実績は除く)。なお、照査技術者及び担当技術者については、要件とはしないものの、加点の対象とする。同種・類似業務は、国(国土交通省、内閣府等)、地方公共団体(都道府県、政令指定都市、市区町村)が発注する以下の業務とする。

同種業務：スマートインターチェンジの整備に関する予備設計業務

類似業務：インターチェンジの整備に関する予備設計業務

##### ④ 手持ち業務量(管理技術者)

技術提案書提出時点で、管理技術者となっている履行中の業務(契約金額500万円以上)の契約金額の合計が3億円未満かつ履行件数が10件未満である者(プロポーザル特定後未契約のものを含む)。

## 5. 参加表明書の作成及び提出等

### (1) 提出書類・必要部数

原本1部

・共同企業体として参加を希望する場合は、代表者がとりまとめて提出すること。

#### ① 参加表明書兼誓約書（様式1-1）

・共同企業体の場合は、鳥栖市建設工事業共同企業体取扱要領の様式第1、2及び3号を準用し添付すること。

#### ② 参加表明者（企業）資格審査確認書（様式1-2）

#### ③ 予定管理技術者の経歴等（様式1-3）

#### ④ 予定管理技術者の業務実績（様式1-4）

#### ⑤ 実績等の確認ができる資料（TECRISや契約書の写しなど）

#### ⑥ 予定技術者の保有資格等（技術士にあっては、該当選択科目が記載されたもの）を証することが確認できる書面

### (2) 提出期限等

#### ① 提出期限：令和8年6月4日（木）17時まで（必着）

#### ② 提出場所：「2. 担当部署」に同じ

#### ③ 提出方法：持参又は郵送

・郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法で行うこと。

### (3) 参加表明に関する質問

・参加表明について質問がある場合は、電子メールにて質問書（任意様式）を期限までに提出すること。

#### ① 提出期限：令和8年5月26日（火）17時まで

#### ② 提出先：「2. 担当部署」に同じ

#### ③ 回答方法：提出された質問に対する回答は、令和8年5月29日（金）を目途に本市ホームページに掲載する。

#### (4) 記載上の留意事項

参加表明書提出の際の留意事項は以下のとおり。

様式	留意事項
参加表明者 (企業) 資格審査確認書 (様式1-2)	<p>①業務の実績</p> <ul style="list-style-type: none"><li>参加表明書の提出者が直近10カ年(平成28年度以降)の同種・類似業務の実績について記入する。 同種業務：スマートインターチェンジの整備に関する予備設計業務 類似業務：インターチェンジの整備に関する予備設計業務</li><li>記入する業務は、平成28年度以降に完了した業務(同種・類似業務については実施中も可)とする。</li><li>記入する業務は最大4件とし、実績多数の場合は、代表的なものに絞る。</li><li>TECRIS登録及び契約書の写し等公的資料を添付し、実績を的確に証明すること。</li></ul> <p>②土木関係建設コンサルタント部門における業務表彰実績の有無</p> <ul style="list-style-type: none"><li>参加表明書の提出者が受託した令和6年度以降に完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部から発注された土木関係建設コンサルタント部門の業務表彰の実績について記入する。</li><li>記入する表彰実績は、参加表明者が受託し、令和6年度以降に完了した業務とし、①局長表彰の実績あり、②事務所長表彰の実績ありの順で評価する。</li><li>記入する表彰実績は2件以内とする。</li></ul>

<p>予定管理技術者の経歴等 (様式1-3)</p>	<p>① 業務の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、管理技術者として直近10カ年(平成28年度以降)の同種・類似業務の実績について記入する。</li> </ul> <p>※同種・類似業務は、【参加表明者(企業)資格審査確認書】の留意事項と同じとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記入する業務は、平成28年度以降に完了した業務(同種・類似業務については実施中も可)とする。</li> <li>・記入する業務数は3件以内とし、実績多数の場合は、代表的なものに絞って記入する。</li> <li>・TECRIS 登録及び契約書の写し等公的資料を添付し、実績を的確に証明すること。</li> <li>・業務の実績に、担当技術者であったときの実績を記入する場合は、必ずその旨を「業務の概要及び業務の技術的特徴」の欄に記入すること。</li> </ul> <p>② 過去5年間の鳥栖市内及び周辺での受注実績の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度以降、公示日までに完了した当市及び周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。</li> </ul> <p>①鳥栖市内における業務実績あり、②佐賀県及び福岡県での業務実績あり</p> <p>③ 過去4年間の技術者表彰の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度以降に完了した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部から発注された土木関係建設コンサルタント部門業務に係る優秀技術者表彰の経歴について記入する。</li> <li>・①局長表彰の実績あり、②事務所長表彰の実績ありの順で評価する。</li> <li>・記入する実績は2件以内とする。</li> </ul> <p>④ 手持業務の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手持業務は、参加表明書提出日現在、鳥栖市以外の発注者のものも含めすべて記入する。(参加申し込み日を記入すること。)</li> <li>・手持業務の総件数又は契約金額を必要とするので、行が不足する場合は、行幅を調整し、すべての手持業務を記入する。</li> <li>・手持業務とは以下のものを指す。 管理技術者となっている1件500万円以上の業務</li> <li>・プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記すること。</li> <li>・経歴等については、ヒアリングによる技術提案書の審査を行う際の参考資料として使用することもある。</li> </ul>
--------------------------------	---

<p>予定管理技術者の業務実績 (様式1-4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定管理技術者が過去に従事した同種・類似業務の実績について記入する。</li> <li>※同種・類似業務は、【参加表明者（企業）資格審査確認書】の留意事項と同じとする。</li> <li>・記入する業務は、平成28年度以降に完了した業務（同種・類似業務については実施中も可）とする。</li> <li>・記載する業務数は、3件以内とする。</li> <li>・技術提案書の提出者以外が受託した業務実績を記入する場合は、当該業務を受託した企業名等を「当該技術者の業務担当内容」欄に追記しておくこと。</li> <li>・記載様式は様式1-4とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1業務1枚以内に記入する。</li> </ul>
---------------------------------	---

## 6. 提案書の作成及び提出等

### (1) 提出書類・必要部数

原本1部、副本7部（様式2-3、様式2-4のみ、ヒアリングに使用）、電子データ1部（CD-RまたはDVD-R等の電子媒体とする。）

・副本については、提案者名が分からないようにマスキング処理等を実施すること。

- ① 提案書（様式2-1）※押印不要
- ② 会社概要
- ③ 実施体制調書（様式2-2）
- ④ 実施方針、実施フロー、工程計画に関する技術提案（様式2-3）
- ⑤ 特定テーマに対する技術提案（様式2-4）
- ⑥ 参考見積書（任意様式）

### (2) 作成方法

提案書及び提案書の添付書類（以下「提案書類」という。）の用紙サイズはA4判とし、文字サイズは10ポイント以上とする。（ただし、図表等に関してはその限りではない。）特記仕様書及び審査項目に基づき、文章及び図形等により専門的知識を要しないわかりやすい表現で簡潔かつ明瞭に記載すること。

### (3) 提案書に関する留意事項

様式	留意事項
①提案書 (様式2-1)	○本表紙に必要事項を記入のうえ、下記②～⑥関係書類を添付し、別途ヒアリング用の紙媒体の技術提案書（様式2-3、様式2-4）8部と技術提案書の電子データが記録されたCDまたはDVD等を1枚提出すること。
②実施体制調書 (様式2-2)	○配置予定の管理技術者、担当技術者、照査技術者を記載する。 ○他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載する。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

<p>③ 予定照査技術者の経歴等 (様式1-3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【5. 参加表明書の作成及び提出等 (3)記載上の留意事項 予定管理技術者の経歴等】と同じ。ただし「管理技術者」を「照査技術者」と読み替える。</li> <li>・④手持ち業務の状況については記載しても構わないが評点の対象としない。</li> <li>・予定照査技術者とは、成果物の内容について技術上の照査に携わる者とし、1名記入する。</li> </ul>
<p>④ 予定照査技術者の業務実績 (様式1-4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【5. 参加表明書の作成及び提出等 (3)記載上の留意事項 予定管理技術者】の留意事項と同じ。ただし、「管理技術者」を「照査技術者」と読み替える。</li> <li>・予定照査技術者とは、成果物の内容について技術上の照査に携わる者とし、1名記入する。</li> </ul>
<p>⑤ 予定担当技術者の経歴等 (様式1-3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【5. 参加表明書の作成及び提出等 (3)記載上の留意事項 予定管理技術者】の留意事項と同じ。ただし「管理技術者」を「担当技術者」と読み替える。</li> <li>・④手持ち業務の状況については記載しても構わないが評点の対象としない。</li> <li>・予定担当技術者とは、予定管理技術者と共同で、業務の主要部分に携わる者とし、様式2-2で代表とした1名について記入する。</li> </ul>
<p>⑥ 予定担当技術者の業務実績 (様式1-4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【5. 参加表明書の作成及び提出等 (3)記載上の留意事項 予定管理技術者】の留意事項と同じ。ただし、「管理技術者」を「担当技術者」と読み替える。</li> <li>・予定担当技術者とは、予定管理技術者と共同で、業務の主要部分に携わる者とし、様式2-2で代表とした1名について記入する。</li> </ul>

<p>⑦技術提案書</p> <p>(1) 様式2-3、 (2) 様式2-4)</p>	<p>○仕様内容を確認の上、以下の各項目について提案する。</p> <p>(1) 実施方針、実施フロー、工程計画・その他 【A4判1枚(片面)以内】 業務全体の実施方針、実施フロー、工程計画等について、簡潔に分かりやすく記載すること。</p> <p>(2) 特定テーマ【各テーマA4判1枚(片面)以内】 下記の特定期間に関する具体的な提案について、簡潔に記載すること。</p> <p>①『<u>アクセス道路の予備設計における設計手法について</u>』 コスト削減と工期短縮、関係者間の合意形成の円滑化を実現するためのアクセス道路の設計手法について、具体的な事例を交えて提案すること (関連業務項目：特記仕様書 第2章 第3条)</p> <p>②『<u>地形条件や文化遺産を配慮したアクセス道路の設計手法について</u>』 地形の特性を踏まえた自然環境の保全や、国史跡勝尾城との調和を考慮した道路の設計手法について提案すること。 (関連業務項目：特記仕様書 第2章 第2条)</p>
<p>⑧参考見積書 (様式自由)</p>	<p>○本業務の参考見積書を提出する。</p> <p>○参考見積書は、積算の際の参考及び技術提案書を特定するために用いる。</p> <p>○業務規模と大きく乖離がある場合は非特定とする。</p>

(4) 提出期限等

- ① 提出期限：令和8年6月23日(火) 17時まで(必着)
- ② 提出場所：「2. 担当部署」に同じ
- ③ 提出方法：持参又は郵送
  - ・郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法で行うこと。

(5) 提案に関する質問

- ・提案(書類を含む。)について質問がある場合は、電子メールにて質問書(任意様式)を期限までに提出すること。
- ① 提出期限：令和8年6月12日(金) 17時まで
  - ② 提出先：「2. 担当部署」に同じ
  - ③ 回答方法：提出された質問に対する回答は、令和8年6月17日(水)を目途に本市ホームページに掲載する。

(6) 参考資料の閲覧について

技術提案書の提出者に選定された者については、技術提案の作成にあたり、令和7年度に実施した「山浦スマートインターチェンジ（仮称）調査検証業務」報告書について、閲覧に供する。閲覧を希望する者は、本実施要領「2. 担当部署」に事前連絡し、閲覧希望日の前日（土、日、祝日を除く）までに閲覧の申込を行うこと。閲覧時間は、開庁時間に準ずる。閲覧の希望日時が重複した場合は、時間制限を設ける場合がある。

ア 閲覧場所：鳥栖市役所（国道・交通政策課）

イ 閲覧期間：技術提案書の提出者として選定を通知した日の翌日から、技術提案書提出期限の前日17時まで。

(7) ヒアリング

以下のとおりヒアリングを行う。

①実施場所：鳥栖市役所内の会議室

②実施予定日：令和8年6月26日（金）

③開始時間：日時、場所等は一次審査結果の際に通知する。

④出席者：配置を予定する管理技術者、担当技術者の計3名以内とする。

⑤所要時間：ヒアリングの時間は30分（説明20分・質疑10分）以内とする。

⑥その他：当日の説明資料は様式2-3、様式2-4のみ使用

※ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めない。ただし、提出した資料の内容についてパワーポイント等を用いての説明は可とする。

※ヒアリングの際には企業名を伏せること。

※パソコン等を使用する場合は、スクリーン及び電源は会場に用意するので、その他のツールは各社で準備、持参すること。

## 7. 審査方法

審査は、令和8年度 山浦スマートインターチェンジ（仮称）調査検証業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、提案内容を評価し、最も優れている提案を特定する。

(1) 一次審査

提出された提案書類を下記「8. 審査項目及び配点」で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。技術提案書の提出者は、原則として5者以内となるように選定する。参加表明書の提出者が5者以下の場合は、参加者資格要件に適合しているか事務局で確認を行う。

参加表明書の提出者が6者以上の場合、選定基準に従い、5者以下に選定を行う。同じ評点が揃った場合は、参加表明者における配置予定管理技術者の同種・類似業務の実績等の評点が高い者を選定する。

(2) 二次審査

提出された提案書類を下記「8. 審査項目及び配点」で示す審査基準に基づき、ヒアリングによる審査も踏まえ、最も優れている提案を特定する。

### (3) 審査結果の通知

#### ① 一次審査

審査結果は、提案者全員に審査結果通知書により通知する。なお、選考された者のみ、技術提案書の提出やヒアリングの出席の要請等を行う。

通知日：令和8年6月8日（月）予定

#### ② 二次審査

審査結果は、ヒアリングを実施した提案者全員に審査結果通知書により通知する。

通知日：令和8年6月30日（火）予定

### 8. 審査項目及び配点

別紙「令和8年度 山浦スマートインターチェンジ（仮称）調査検証業務 選定基準」及び「令和8年度 山浦スマートインターチェンジ（仮称）調査検証業務 特定基準」参照。

### 9. 日程（予定）

項 目	内 容
公募開始	令和8年5月20日（水）
質問受付締切（参加表明）	令和8年5月26日（火） 17時
参加表明書受付締切	令和8年6月 4日（木） 17時
一次審査結果通知	令和8年6月 8日（月）
質問受付締切（技術提案）	令和8年6月12日（金） 17時
提案書等受付締切	令和8年6月23日（火） 17時
ヒアリング	令和8年6月26日（金）
二次審査結果通知	令和8年6月30日（火）
契約締結	令和8年7月上旬【予定】

### 10. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書類が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書類の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書類の提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリングに出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、提案上限額を超過したもの

## 1 1. 審査結果の公表

次に掲げる事項を市のホームページ等に公表するものとする。

- (1) 業務の名称
- (2) 主管課名及び履行期間
- (3) 優先交渉権者の名称及び点数
- (4) 次点交渉権者の有無及び名称
- (5) 委員会の構成人数

## 1 2. 契約

優先交渉権者特定後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに手続を行うものとする。なお、その際には、優先交渉権者に特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

## 1 3. その他留意事項

- (1) 提案書類の提出期限以降における提案書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提案書類に虚偽の記載をした場合は、その提案書類を無効とするとともに、競争入札参加資格者指名停止等の措置を行うことがある。
- (3) 提出された提案書類は返却しない。また、提出者に無断で提出書類を使用しない。
- (4) 提案書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、鳥栖市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 鳥栖市情報公開条例（平成12年条例40号）に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある場合は不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの優先交渉権者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。